

令和3年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務 企画提案募集要領

令和3年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

※マーケットイン：支援商品の対象市場における適応化（現地環境や文化に合わせた商品デザインや機能の変化，日本と同様の商品であっても当該商品が価値を発揮できる場面やシーンの変化）と定義する。

※ハンズオン：販路開拓を行う際に発生する業務や諸課題に対する一貫的かつ総合的な支援と定義する。

第1 募集事項

1 案件名 令和3年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務

2 事業目的

本県では、東日本大震災後、中国・韓国等での本県産食品への輸入規制が続く中、日本食の浸透度が高い香港を中心に、今後の伸びが期待される東南アジア地域への販路開拓を狙う県内企業を支援してきたところであるが昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、現地の生活様式の変化に対応した展開が重要となっている。

このため、コロナ禍による世界的な家庭食の需要拡大や、新しい生活様式に対応した外食産業の業態変更などによる現地のニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するための支援をハンズオンにより行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

4 業務内容等

別添「業務委託仕様書」のとおり

第2 応募資格等

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 対象市場における食品輸入手続制度や国際物流、貿易業務等に精通しているとともに、成果指標を達成できるよう誠実にハンズオン型支援を行う者。

(2) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目に未納がない者。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の規定）の規定に該当する者でないこと。

(4) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入

札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(6) 本事業の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこととする。その場合においては、本事業全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載した「再委託先事業者一覧表」（様式第5号）を提出し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	令和3年6月24日（木）
<u>2 企画提案書作成等に関する質問受付期限</u>	<u>令和3年7月1日（木）</u>
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和3年7月7日（水）
<u>4 企画提案への参加申込期限</u>	<u>令和3年7月14日（水）</u>
<u>5 企画提案書の提出期限</u>	<u>令和3年7月21日（水）</u>
<u>6 企画提案の選考</u>	<u>令和3年7月30日（金）</u>
7 選考結果の通知・公表	令和3年8月上旬
8 契約締結及び業務開始	令和3年8月上旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

(1) 受付期限 令和3年7月1日（木）午後3時まで（必着）

(2) 受付方法

① 指定様式（様式第1号）により、電子メールにより提出すること。提出に当たっては、電子メールの件名に【ハンズオン事業質問事項】と記載すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第二班）

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

各質問に対する回答は、令和3年7月7日（水）までに、宮城県国際ビジネス推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合、当室のホームページにその旨掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 宣誓書（様式第3号） 1部

(2) 提出期限 令和3年7月14日（水）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室（宮城県庁行政庁舎14階）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書（様任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、カラー印刷も可） 10部
- ② 定款等の写し 1部
- ③ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書の写し） 10部

なお、上記の提出書類について、宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室が今年度を実施した企画提案募集に参加し、既に提出した実績がある場合は、提出を省略することができる。

(2) 企画提案書の構成

別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和3年7月21日（水）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(5) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室（宮城県庁行政庁舎14階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

なお、企画提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 令和3年7月30日(金) ※実施時刻は別途定める。

(2) 実施会場 実施場所は別途定める。

(3) 実施方法

① 出席者は1応募者につき3名以内とする。

② 1応募者当たりの持ち時間は25分以内(説明15分、質疑応答10分)とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(5) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 事業実施の方向性及び全体計画(配点10点)

① 現状及び課題分析と課題解決に向けた業務実施の方向性は適切か。(5点)

② 業務の全体計画は適切か。(5点)

(2) 事業の内容(配点70点)

① 対象国の選定について、コロナ禍による世界的な家庭食の需要拡大や、新しい生活様式に対応した外食産業の業態変更などによる現地の需要動向や法規制などの貿易動向を的確に捉えているか。(10点)

② 現地ニーズの調査について、ターゲット層の分析や嗜好性、現地の食べ方や使い方による県産食品のニーズを的確に捉える手法となっているか。また、販路に有効な商流、販売ルート、海外バイヤー等の選定、競合品の価格帯や販売量等を的確に把握できるネットワークを有しているか。(10点)

③ 県産食品の選定について、県内事業者とのネットワークを有し、商品選定に有効な実施体制を有しているか。

また、対象国に有効な販路を持つ海外商社やバイヤー等とのネットワークを持ち、それらの商流を活かした効果的なマッチング体制を有しているか。(10点)

④ 県産食品のブラッシュアップ支援について、海外バイヤー等からの意見を収集し、海外ニーズに応じた改修や認証取得等に応じるために、最適な支援体制を有しているか。(10点)

⑤ プロモーションの実施について、選定された県産食品の販路開拓を図るために、対象国の食べ方や提供方法などにより、デジタルとリアルを融合して、現地のターゲット層が県産食品の購買意欲をかき立てるような訴求効果の高い提案となっているか。また、新型コロナウイルス感染症の影響による海外渡航や現地活動制限等の影響を考慮しているか。(10点)

⑥ プロモーションの実施について、外食産業の業態変更などによる現地のニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、実現性の高い商流や販路を活かした提案となっているか。(10点)

⑦ 成果指標の達成に向けて、より効果的かつ効率的な提案となっているか。(10点)

(3) 事業の実施体制及び効率性 (配点 20 点)

① 企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。(5点)

② 対象市場への販路開拓に係る知識や経験、交渉力等を十分に有しているか。(10点)

③ 経費配分は適切か。(5点)

第7 事業費 (委託上限額)

17,995,200 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

第8 失格事由等

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

(2) 本募集要領等に従っていない場合

(3) 選考に参加しなかった場合

(4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

(6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約を締結できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
- (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

3 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案書の取扱
提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出後の変更
提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本事業により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (6) 本事業の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、本事業の委託契約が成立した後、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。
- (7) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募を実施する場合がある。なお、再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。
- (8) 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (9) 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「事業者名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

対象市場における輸出環境（人口，宗教等のマクロ情報，日本食展開に係る市場特性，輸出規制等の現地法制度等）について現状と課題を分析した上で，事業のコンセプトや想定されるターゲットや商品等，課題解決に向けた事業実施の方向性を記載すること。

(4) 業務の全体計画

仕様書に定める成果指標（P 2）を達成するよう，下記項目について提案理由を明確に記載すること。なお，前倒しで達成可能な場合，それ以降の年度については，対象市場における県産品のさらなる輸出につながる指標を設定の上，提案を記載すること。

① 各年度（令和3・4年度）に実施する業務内容とスケジュール

② 各年度（同上）に達成する成果指標

(5) 業務内容別の説明

(3) 及び(4) で提案した内容を踏まえ，令和3年度に実施する業務内容について，提案理由及びスケジュールを明確に記載すること。特に④においては，発注者に対する事業進捗や調整状況等の中間報告に係る計画を明確に記載すること。

① 事前調査の実施について

② 支援商品及び支援方針の決定（仮説の立案）について

③ 伴走型支援の実施（仮説の検証）について

④ その他事業に関わることについて

※ 委託期間内に仮説の立案と検証を複数回実施することも可とする。

(6) 業務の実施体制及び効率性

① 事務局の人数と役割など，事業の実施体制を記載すること。

② 過去2年以内に，国又は地方自治体からの委託を受けて，海外における食品の販路開拓事業を実施した実績があれば記載すること。

(7) 概算見積書

業務内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等 A4版片面印刷，表紙と目次を除き，20ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部